

## ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、大分県のものづくり産業の将来を担う人材の県内就職及び定着を促進するため、県内の中小製造業又は中小情報サービス業の対象職種に就業する大学等卒業者が奨学金等の返還に要する経費に対し、予算の定めるところによりものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（短期大学を除く。）、大学院又は高等専門学校をいう。
- (2) 「奨学金等」とは、独立行政法人日本学生支援機構若しくは公益財団法人大分県奨学会が貸与する奨学金、大分県が貸与する母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金に限る。）又は社会福祉法人大分県社会福祉協議会が貸与する生活福祉資金（教育支援資金の教育支援費に限る。）をいう。
- (3) 「中小製造業又は中小情報サービス業」とは、大分県中小企業活性化条例（平成25年大分県条例第17号）第2条第1項に定めるもの（発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する若しくは総額の3分の2以上を大企業が所有する企業又は大企業の役員若しくは職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める企業を除く。）のうち、日本標準産業分類の大分類で製造業に分類される事業を行うもの又は中分類で情報サービス業に分類されるものをいう。
- (4) 「対象職種」とは、別表1に掲げるもののほか、特に知事が認めるものをいう。

### (補助対象者の要件)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 大学等の修学中に奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 大学等卒業年度の翌年度の4月30日までに、県内の中小製造業又は中小情報サービス業の対象職種に6年間継続して就業することが見込まれる者
- (3) 大学等卒業予定年度の9月30日までに、補助金の交付を希望する旨の届出を「おおいた学生登録制度」で行った者

### (補助対象者の認定等)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、大学等卒業年度の翌年度の7月31日までに知事に申請して補助対象者の認定を受けなければならない。

- (1) 在職証明書（第2号様式。申請時点のもの。）
- (2) 大学等の卒業を証するもの
- (3) 奨学金等の貸与を受けたことを証するもの

2 知事は、補助対象者の認定をしたときは、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事

業費補助金補助対象者認定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた後、離職等により補助対象者の要件を満たさなくなった者は、速やかにものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定辞退届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の届出がない場合であっても、離職等の事実が確認された場合には、補助対象者の認定を取消し、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

#### （補助対象期間）

第5条 この補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、前条第2項の規定により知事が補助対象者の認定をした日（以下「補助対象者認定日」という。）から5年を経過する日の属する年度の3月31日又は奨学金等の返還が終了した日のいずれか早い日までとする。

#### （補助対象経費等）

第6条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び各年度における補助限度額は別表2のとおりとする。

#### （補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による申請は、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金交付申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、4月10日まで（大学等卒業年度の翌年度は9月30日まで）に知事に申請しなければならない。

- (1) 在職証明書（第2号様式。申請時点のもの。）
- (2) 貸与を受けた奨学金等の返還条件を証するもの
- (3) ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金補助対象者認定通知書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号から第6号に掲げる事項とする。

#### （補助条件）

第8条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業変更承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業中止（廃止）承認申請書（第8号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはな

らないこと。

(6) 補助対象者認定日に現に就業する中小製造業又は中小情報サービス業に補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日まで（ただし、補助対象者認定日の属する年度から5年を経過する日の属する年度については3月1日まで）就業すること。

(7) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書（第9号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、補助対象者認定日の属する年度から5年を経過する日の属する年度については、在職証明書（第2号様式。当該年度の3月1日時点のもの。）を添付して概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金交付請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業実績報告書（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 在職証明書（第2号様式。補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日時点

(2) 奨学金等の返還実績を証するもの

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第14条 規則第13条の規定による通知は、ものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金の額の確定通知書（第12号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱に定めるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成30年度の予算に係るものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行し、平成30年度の予算に係るものづくり産業人材確保奨学金返還支援事業費補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

対象職種 (厚生労働省編職業分類・中分類による)	05 「研究者」
	07 「開発技術者」
	08 「製造技術者」
	10 「情報処理・通信技術者」

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象経費	補助率	各年度における補助限度額		
		補助対象者認定日の属する年度	補助対象者認定日の属する年度の翌年度から4年を経過する日の属する年度まで	補助対象者認定日の属する年度から5年を経過する日の属する年度
奨学金等の返還額 (利息及び独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金等の入学支度金を除く。)	10/10 以内	81,600円	163,200円	1,224,000円 から前年度までに 交付された補助金 総額を差引いた額